

第 3 次犯罪被害者等基本計画案に盛り込むべき案について

平成 27 年 8 月 18 日

渡邊 保

第 19 回基本計画策定・推進専門委員等会議の際に提出しております「現行犯給法、あすの会案及び内閣府検討会とりまあとの論点整理」のとおり、私は、平成 28 年 1 月に開会される予定の次期通常国会において犯罪被害者等給付金支給法(犯給法)等関係法令を改正し、重傷病給付金の期間・上限の撤廃等、親族間犯罪について給付金の不支給・一部減額の原則の撤廃、遺族・障害給付金の引上げ等を実現することを求めています。

自由民主党政務調査会からは本年 7 月 30 日に上記を内容とする法令改正を含む必要な措置を政府にとることを求める「犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進のための提言」が発出されており、自由民主党ないしは関係省庁の取組によっては、平成 27 年度中に上記を内容とする法改正案が国会に提出され、あるいは政令・規則等が改正されることも十分に考えられます。

したがって、上記法改正等の方針につきましては、平成 28 年 4 月からの関係省庁の施策をとりまとめる第 3 次犯罪被害者等基本計画に盛り込むべき事項に当たらないのではないかと思料いたしておりますが、盛り込むこととされる場合には、下記の事項を基本計画に盛り込み、パブリックコメントにかけることを求めます

なお、私は平成 28 年 1 月開会予定の次期通常国会での法改正等を求めるものでありますので、平成 28 年 4 月からの施策について記載する第 3 次基本計画に上記法改正等に係る調査を行う旨を盛り込むことは妥当でないと考えますので、反対いたします。

記

1 重傷病給付金について、

(1)1 年間という期間と 120 万円という上限の撤廃

(2)被害者が自己負担で治療費を支払い、事後に給付金を支給するという事後払いの制度を改め、警察が「犯罪被害者証」を発行し、被害者が医療の現物給付を受けることができるようにする

(3)リハビリ費用、介護・付添費用、カウンセリング費用(被害者の家族も含む)を対象とする

ことについて、平成 28 年 1 月開会予定の通常国会で犯給法等関係法令を改正する方向で検討する

(理由)

(1)について

現行制度下では、3割もの被害者の治療が期間1年を超え、治療費も上限とされている120万円を超えるケースが少なくない実情にあり、より重い被害を受けた被害者が救済を受けることができず経済的困窮に陥るとい実態にある。かかる制度は、加害者である受刑者は無償でいかなる治療も受けることができるという制度と比べても、著しく社会正義に反するものとなっている。

また、多くの被害者が治療費のため経済的困窮に陥り、そのために生活保護を受けざるを得ない被害者も少なくないという実情にあるが、現行制度は、かかる制限がなければ生活保護を受けなくともよい被害者まで生活保護を受けざるを得ない境遇に追い込んでおり、被害者の尊厳を傷つけるとともに、国家財政的にも生活保護にしわ寄せをしているだけであり、かかる制限は財政支出の抑制にも役立つものとなっていないと思われる。さらにいえば、重傷病給付金の給付額は1年で5200万円程度に過ぎず、期間と上限を撤廃しても、受刑者への治療費が10億円程度に上っていることからしても、国家財政上問題になるレベルのものではない。

(2)について

現行の重傷病給付金は、被害者が自己負担で治療費を支払った後で、給付金が支払われるという事後払いの制度であるが、被害直後に治療費を自己負担で支払うことができない被害者も少なくなく、その結果必要な治療を受けることができず、被害がさらに悪化するという事態も現実に生じている。

そこで、警察が被害者の求めに応じて「犯罪被害者証」を発給し、それを病院に持参すれば、医療の給付を受けることができるという現物給付の制度とする必要がある。

現物給付の制度については、事務処理が増えるという懸念があるかもしれないが、重傷病

給付金の対象者は毎年200人程度で、そもそも全く大した事務量ではない。東京で年に20人程度、小さい県では一人いるかいないかである。「犯罪被害者証」を警察が発行し、被害者がそれを持参すれば治療を無償で受けることができるとし、病院は警察に請求書を送付し、警察が病院に治療費を支払うという流れになるだけである。すべての病院を対象にすることが困難というのであれば、労災制度のように指定病院を現物給付とし、それ以外の病院は後払いとするという制度もありうると思われる。

現物給付の事務は、労働基準監督署(労災制度)、市町村(子ども医療費ゼロの制度)が大量に行っているところであり、警察でできない理由はない。もし、警察でできないのであれば、現物給付の事務を既に現物給付の事務を長年行っている労基署あるいは市町村なりに事務を移管すればいいだけであり、関係省庁が連携すれば解決する問題であり、現物給付を実施できない理由とはならない。

また、警察が「犯罪被害者証」を発行することは困難という懸念もあるかもしれない。たしかに、犯罪被害が疑わしいものについて速やかに出すことは妥当ではないが、犯罪被害が明らかなものも少なくなく、明らかなものについては速やかに出せるはずである。疑わしいものは当然ながら慎重に出すべきものと思料する。

判断が困難なケースはいかなる事象においても生ずるものであり、それを理由として「犯罪被害者証」を出すことができないということは、犯罪被害に遭ったことが明らかで「犯罪被害者証」を出すことに何の問題もない被害者を犠牲にするものである。

現実に犯罪被害者は市役所等いろんな窓口で犯罪被害者であることの説明・証明をしなければならず、そのためにも「犯罪被害者証」の発行は切実な要望である。実際には、警察も被害者のニーズに応じて何らかの形で被害者であることの「証明」を行っており、警察にとり新たな負担となるものではなく、むしろ事務が統一化・合理化されるメリットもある。

(3)について

現行制度では、リハビリ費用、介護・付添費用、カウンセリング費用(被害者の家族も含む)は対象とされていないが、寝たきり等の極めて重い被害を受けた被害者は、リハビリ、介護・付添が必須でありながら、給付金の対象とされていないことから、これらの経費の支出により経済的困窮に陥っている。

また、性犯罪被害者や殺人等の被害者遺族は、重大な心の傷を負い、治療が必要不可欠であるが、現行制度では一部を除いてカウンセリング費用は重傷病給付金の対象とされておらず、そもそもカウンセリングを受けることを断念し、あるいは受けることにより経済的困窮に陥るなど、甚だ社会正義に反する事態が現出している。

そこで、リハビリ費用、介護・付添費用、カウンセリング費用(被害者の家族も含む)を重傷病給付金の対象とする必要がある。

2 親族間犯罪について給付金が原則不支給・一部減額とする現行の国家公安委員会規則を速やかに改正し、原則支給とし社会通念上妥当でない場合にのみ不支給・一部減額とする制度に改める

(理由) 親族間の犯罪の被害者に対しては、「加害者と被害者の財布は一つである」、「本来親族は助け合うべきである」などとして給付金を支出することはなじまないとされている。

しかしながら、現実の犯罪実態からは、被害者に支払われた給付金が加害者の懐に入るというような「加害者と被害者の財布は一つである」という事例はほとんど起こりえない。

また、DV や児童虐待、実質的に離婚しているが籍だけ残っている場合、精神疾患であっても入院させてくれずやむなく同居していた場合、長期にわたり離反・対立している場合その他実質的に家族・親族という機能がなくなっていると認められる場合など、親族間と

いっても千差万別で、「本来親族は助け合うべきであるから給付金を支給するべきでない」ということは論理的にも社会常識的にも導かれないし、そんな国民合意が存するという調査もない。2013年の殺人事件検挙件数のうち、被疑者と被害者が親族関係である割合は53.5%で、年々増加傾向にあり、その結果、満額支給が例外という逆転現象が起きている。

現状は、「親族間は原則不支給・一部減額」とされていることで、現実にもそもそも申請を断念したり、あるいは申請しても却下されたり、本来非のない被害者に厳しく査定されて不当に減額等されたりするなどのケースが生じている。また、警察がかかる要件を検討することが裁定期間の長期化の一因であり、被害者遺族の困窮に拍車をかけるとともに、警察も本来無用の事務処理に多くの時間を割かれている実態にある。

3 遺族・障害給付金について若年の被害者・遺族に対する給付金を自賠償並みとするよう、平成28年1月開会予定の通常国会で犯給法等関係法令を改正する方向で検討する

(理由)遺族給付金で自賠償並みの3000万円が給付されるのはごく一部であり、平成20年の犯給法改正で「自賠償並み」の補償が実現したというのは、平成20年の法改正の内容を正確に表現したものではない。

死亡事案の場合、犯給法で3000万円が給付されるケースは、50歳代の男性が殺され、被扶養者が4名以上いる事案に限定されている。これ以外のケースでは全て3000万円以下。たとえば、20歳以上25歳未満で被扶養者2名(妻と子供1名)の場合は1326万に過ぎず、被扶養者1名なら1098万円、被扶養者がいなければ360万～560万であり、多くの被害者遺族が困窮に陥っている。

これに対し、自賠償であれば、年齢如何に関わらず、死亡事案では全て3000万が支給される(但し、概ね70歳以上の高齢者は多少下回る)。

こういった違いが出るのは、ひとえに計算方法の違いによる。

[犯給法の計算方法]

収入×一定数(被扶養者1名なら1530倍、2名なら2010倍というように年齢に関わらず一定数)

[自賠償の計算方法]

収入×稼働期間(最高裁判例上、稼働年齢は67歳までと決まっている)

以上からすると、犯給法では、若ければ若いほど収入が少ないから、犯給法では一番の働き盛りで収入が一番多い50歳代の支給金額が最高となる。

これに対し、自賠償では若い人は収入が少ないが、その分、稼働期間が長く(例:20歳なら47年間)、働き盛りの人であれば収入が高いがその分、稼働期間が短いので(例:50歳なら17年間)、年齢如何に関わらず、ほぼ金額は変わらない。つまり、若年者だからといって、金額が低くなる訳ではなく、働き盛りの人と変わらない。

具体的に計算すると、65歳乃至70歳以上の高齢者という例外を除けば、年齢如何に関わらず、3000万円を超えるので、自賠償の上限である3000万円がどの年齢でも支給される。

例えば、20歳と50歳で自賠償金額を実際に計算してみると、

20歳（被扶養者2名）

逸失利益

298万（年齢別平均賃金）×稼働期間47年のライプニッツ係数17.98×生活費控除率0.65
=3482万

慰謝料

350万（本人）＋家族2名（650万）＋被扶養者いることによる加算200万

合計4682万

50歳（被扶養者2名）

逸失利益

579万（年齢別平均賃金）×稼働期間17年のライプニッツ係数11.27×生活費控除率0.65
=4241万

慰謝料

350万（本人）＋家族2名（650万）＋被扶養者いることによる加算200万

合計5441万

いずれも3000万円を超えるので、上限の3000万円がいずれの年齢でも支給される。

障害給付金についても同様であり、現行の遺族給付金・障害給付金の算定方法では、特に若年の被害者・遺族に著しい経済的困窮をもたらしている。このような経済的困窮を少しでも軽減するために、かつ、「自賠償並み」の補償が実現したとする平成20年の法改正の内容を、その言葉どおりの内容のものとするためにも、かかる法改正が必要である。